

「徳島県豊かな森林を守る条例」に基づき、

森林の土地取引には、 事前届出が必要です。

県ホームページ

森林 条例 届出

検索

徳島県豊かな森林を守る条例

豊かな森林は、豊かな水をはぐくみ、美しい里山の風景を作り上げるとともに、災害から人々の命と暮らしを守り、木材などの林産物を生み出すなど、様々な機能をもつ重要な資源です。

これらの森林をより豊かな状態で次の世代に引き継いでいくことを目指し、森林の適正な管理を推進し、適正な利用を図るための森林の土地取引等の事前届出制度等を定めた条例を制定しました。

県の責務

森林の機能維持に係る施策を計画的かつ総合的に実施

県民の責務

森林が持つ機能に関する理解を深め施策に協力する

森林所有者の責務

森林が持つ機能の重要性を認識し適正な管理に努める

事業者の責務

森林が持つ機能に十分配慮し事業活動を行う

届出制度については裏面へ

土地取引の事前届出制の概要

知事が指定する「森林管理重点地域」内の森林の土地の取引を対象に事前届出制を導入（**相続は対象外**）

- 届出対象 売買、贈与、交換、地上権、賃借権等に関する契約
- 届出者 森林の土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- 届出期日 契約を締結しようとする**90日前**までに知事に届出
(ただし、第2種地域で林業に資する場合は30日前まで)
- 記載内容 当事者の氏名、住所、土地の所在地、面積、利用目的など

森林管理重点地域

森林の有する水資源及び県土の保全機能を図るために、その機能に応じて第1種地域から第3種地域まで指定（**県内の約85%の森林**）

※森林管理重点地域は、徳島県のホームページ又は県庁、県関係機関の林務部局（下記届出先）でご確認ください。

届出制度のQ & A

Q1 どのようなときに届け出が必要ですか？

森林管理重点地域内の森林の土地に関する権利（所有権、地上権など）を移転又は新たに設定する契約を締結する場合に必要となります。但し、3種地域は1ha以上の取引です。

Q2 届出は誰がどのようにするのですか？

契約を締結しようとする土地の所有権等を有する方（譲渡人等）が契約日の90日前までに土地を所管する県関係機関の林務部局に届け出てください。但し、2種地域で利用目的が林業に資する場合は、30日前までです。

Q3 届出をしないとどうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、氏名を公表したり、過料を課す場合があります。

Q4 「森林法」や「国土利用計画法」の届出は必要ですか？

森林法や国土利用計画法に係る届出は、新たに所有者になった人が市町村長に届け出る必要があります。また、森林法は相続も対象です。

届 出 先

R2.9.1現在

東部農林水産局(徳島)	〒770-0855	徳島市新蔵町1-67	電話 088-626-8586
〃 (吉野川)	〒779-3304	吉野川市川島町宮島736-1	電話 0883-26-3792
南部総合県民局(那賀)	〒771-5408	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ64-1	電話 0884-62-3371
〃 (美波)	〒779-2305	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	電話 0884-74-7485
西部総合県民局(美馬)	〒779-3602	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	電話 0883-53-2273
〃 (三好)	〒778-0002	三好市池田町マチ2415	電話 0883-76-0674

お問い合わせ先 徳島県庁スマート林業課森林企画担当 電話088-621-2449